

# 富里市障害者グループホーム等入居者家賃援助事業補助金交付要綱

(平成20年4月1日告示第55号)

改正 平成21年2月18日告示第21号 平成22年4月1日告示第60号  
平成23年12月12日告示第172号 平成25年4月1日告示第80号<sup>05</sup>  
平成26年4月1日告示第71号<sup>014</sup> 令和5年3月14日告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、グループホーム等に入居する障害者に対し、家賃の一部について、予算の範囲内において富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付することで、障害者の経済的な負担を軽減し、障害者の自立の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) グループホーム等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項の共同生活援助を行う施設、千葉県生活ホーム運営事業実施要綱（昭和61年7月1日付け障第158号）の規定に基づく生活ホーム及び千葉県精神障害者ふれあいホーム運営事業実施要綱（平成15年3月17日付け障第1108号）の規定に基づく精神障害者ふれあいホームをいう。
- (2) 家賃 敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他の諸費用を除いたグループホーム等の入居にかかる1月当たりの賃料をいう。

(助成要件)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市から法第22条第8項の規定による障害福祉サービス受給者証を交付され、又は入居に係る本市の承認若しくは決定を受け、現にグループホーム等に入居している者であること。ただし、地域生活体験事業利用者、グループホームの体験利用者を除く。
- (2) 自ら家賃を負担していること。
- (3) 当該年度における市町村民税（4月から6月までの間における申請にあ

っては前年度における市町村民税)が非課税であること。

- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象者がグループホーム等に支払った家賃の2分の1に相当する額(その額が25,000円を超えるときは、25,000円)とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第21条第1項第2号に規定する特定障害者特別給付費が支給される場合は、家賃からその額を控除した額の2分の1に相当する額(その額が20,000円を超えるときは、20,000円)とする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、富里市障害者グループホーム等入居者家賃援助事業補助金交付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 規則第8条の規定による通知は、富里市障害者グループホーム等入居者家賃援助事業補助金交付決定・却下通知書(別記第2号様式)によるものとする。

(変更の承認)

第7条 申請者が、補助金の交付決定後、申請内容を変更しようとするとき又はグループホーム等を退去しようとするときは、富里市障害者グループホーム等入居者家賃援助事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請があったときは、速やかに審査し、変更の承認の可否を決定し、富里市障害者グループホーム等入居者家賃援助事業補助金変更(中止・廃止)承認・却下通知書(別記第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 申請者は、補助金の支給を受けようとするときは、富里市障害者グループホーム等入居者家賃援助事業補助金交付請求書(別記第5号様式)を、市長に提出しなければならない。

(支給期間及び支払期月)

第9条 補助金の支給は、毎年7月、10月、1月及び4月の4期に、それぞれ前月までの分を支払うものとする。ただし、第7条の規定による変更承認

があった場合又は市長が特に必要と認める場合は、支払期月でない月であっても補助金を支払うことができる。

(決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が補助金等を他の用途への使用をし、その他補助事業等に関し補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助対象事業に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、前2項の返還の請求に係る補助金で、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成21年2月18日告示第21号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日告示第60号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成23年12月12日告示第172号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の富里市障害者グループホーム等入居者家賃援助事業補助金交付要綱の規定は、平成23年度分の予算にかかる補助金から適用する。

附 則 (平成25年4月1日告示第80号の5)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第71号<sup>014</sup>）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に、改正前の富里市障害者グループホーム等入居者家賃援助事業補助金交付要綱の規定に基づいて調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

富里市長

様

住所  
申請者 氏名 ⑩  
連絡先

富里市障害者グループホーム等入居者家賃援助事業補助金交付申請書

富里市障害者グループホーム等入居者家賃援助事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

入居者	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	障害福祉サービス 受給者証等番号	
入居施設	住所	
	名称	
	電話	
利用開始日	年 月 日	
家賃額（月額）	円	

添付書類

- 1 申請者が負担しているグループホーム等の家賃の額を確認することができる書類
- 2 その他市長が必要と認める書類

指令第 号  
年 月 日

様

富里市長



富里市障害者グループホーム等入居者家賃援助事業補助金  
交付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市障害者グループホーム等  
入居者家賃援助事業補助金交付申請については、富里市障害者グループホーム  
等入居者家賃援助事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり決定し  
たので通知します。

記

1 交付決定

- (1) 交付決定額(月額) 円
- (2) 決定期間 年 月分から  
年 月分まで
- (3) 交付の条件

2 申請却下

理由

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

富里市長 様

住 所  
申請者 氏 名 ⑩  
連絡先

富里市障害者グループホーム等入居者家賃援助事業補助金  
変更（中止・廃止）承認申請書

富里市障害者グループホーム等入居者家賃援助事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり補助金の変更（中止・廃止）承認を申請します。

入 居 者	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	障害福祉サービス 受給者証等番号	
入 居 施 設	住 所	
	名 称	
	電 話	
変更（中止・ 廃止）年月日	年 月 日	
変更（中止・ 廃止）理由		
家賃額（月額）	変 更 前	円
	変 更 後	円
	中止・廃止	中止・廃止した月 円

添付書類

- 1 変更後の家賃の額又は退去したことを確認することができる書類
- 2 その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第7条関係）

指令第 号  
年 月 日

様

富里市長



富里市障害者グループホーム等入居者家賃援助事業補助金  
変更（中止・廃止）承認・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市障害者グループホーム等  
入居者家賃援助事業補助金変更（中止・廃止）承認申請については、富里市障  
害者グループホーム等入居者家賃援助事業補助金交付要綱第7条第2項の規定  
により下記のとおり承認・却下したので通知します。

記

1 承認

- (1) 変更後の補助金額（月額） 円
- (2) 変更後の決定期間 年 月分から  
年 月分まで
- (3) 中止・廃止 中止・廃止月の家賃 円  
年 月 日から中止・廃止

2 申請却下

理由



第5号様式（第8条関係）

年 月 日

富里市長 様

住 所  
申請者 氏 名 ⑩  
連絡先

富里市障害者グループホーム等入居者家賃援助事業補助金交付請求書

富里市障害者グループホーム等入居者家賃援助事業補助金を富里市障害者グループホーム等入居者家賃援助事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円  
( 月分から 月分として)

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 信用組合	支店 本店 本所
口座番号	普通・当座	
フリガナ 口座名義人		

添付書類

家賃の領収書等の写し